

草津町新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業補助金について

草津町では、町内の事業者（個人・法人）が店舗等で行う新型コロナウイルス感染症防止対策に対して補助を行います。

補助金の概要については、次のとおりです。

1 補助対象者（次の条件を両方とも満たしている方）

- ・ 草津町内に事業所を置く個人又は法人の事業者の方
- ・ 草津温泉観光協会、草津町商工会及び草津温泉旅館協同組合が定めた新型コロナウイルス感染症防止対策のための対策指標に基づく「安心」PRツールによる認証又は群馬県のストップコロナ！対策認定制度の認定を受けている方（申請中の方を含む。）

2 補助対象経費

- ・ **令和2年4月1日から10月31日までに実施した感染症防止対策に要した経費の内、次の備品関係の購入等に係る経費（国、県等の他の補助金を受けていないものに限る。）**

- ・ 飛沫感染防止パネル（ビニールシート、枠材等）、消毒液、殺菌剤
- ・ ソーシャルディスタンスのための「床表示」等の資材購入に係る経費
- ・ その他の衛生用品等、消毒設備（自動型手指消毒器、器具用消毒器、除菌剤の噴霧装置など）、非接触体温計など
- ・ 注意喚起のための掲示物、チラシ等

※ マスクや手袋などの消耗品類、パソコン（i-Padなどを含む。）や単なる扇風機などの汎用性の高いものは、対象としません。

3 補助金の額

- ・ 補助率は、補助対象経費の4分の3以内（1,000円未満切捨て）です。
- ・ 補助金の上限は、10万円です。

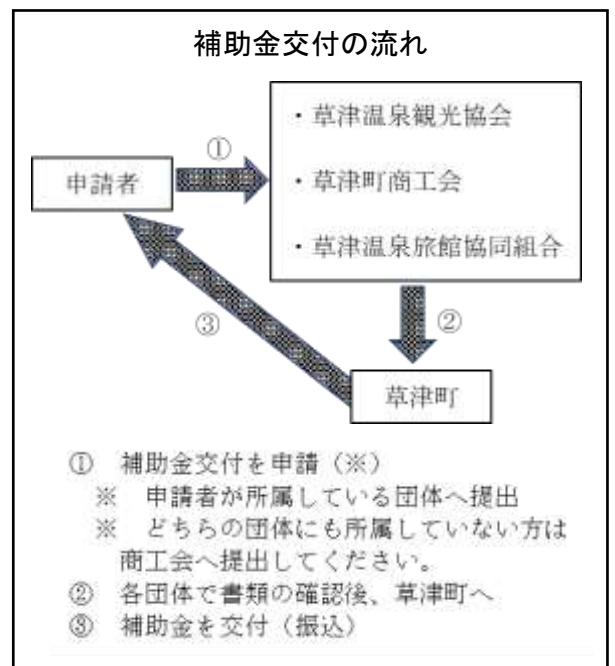
※ なお、補助金の交付申請は、1回に限ります。

4 交付申請の方法

- ・ 補助金交付申請書兼請求書に必要な書類（※）を添えて、草津温泉観光協会、草津町商工会又は草津温泉旅館協同組合に所属している方は所属している団体（どちらの団体にも所属していない方は商工会）へ提出してください。
- ・ それぞれの団体で書類の確認を行い、適当と認められた事業者に対して草津町から補助金を指定された口座に振り込みます。

※ 領収書等の支払証拠書類の写し、対象経費内訳書、実施状況が分かる写真等を添付してください。

- ・ 申請期限は、令和2年11月30日までです。



問合せ先：草津町総務課（88-0001） ・ 草津温泉観光協会（88-0800）
草津町商工会（88-2067） ・ 草津温泉旅館協同組合（88-3722）